

別表七の二付表一

「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))若しくは平成27年改正前の法第81条の9第1項((連結欠損金の繰越し))の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額(以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。)を計算する場合(連結確定申告をする場合に限りです。)又は仮決算による連結中間申告をする場合(法第81条の31第5項((連結欠損金の繰戻しによる還付))において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に限りです。)に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除前連結所得金額 1」	別表七の二付表四「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「控除前連結所得金額(別表四の二「46の①」－(別表七の二「13」＋「14」))1」として記載します。	
「連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$ 2」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度である場合 $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$ (注) 中小連結親法人等連結事業年度とは、法第81条の9第8項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいいます。以下同じです。 (2) (1)以外の連結事業年度である場合 $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	中小連結親法人等の判定については、105ページを参照してください。
「当期控除額(当該発生連結事業年度の(1)と(2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額) 5」	別表七の二付表六「3」に金額の記載がある場合には、次によります。 (1) 「((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)」の金額が0に満たない場合には、その金額を0として計算します。 (2) 措置法第68条の96の2第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各連結事業年度ごとに別表七の二付表六「3」の金額を含めて記載します。	
「当期控除額(当該発生連結事業年度の(6)と(2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額－当該発生連結事業年度の(5)のうち少ない金額) 7」	別表七の二付表六「4」に金額の記載がある場合には、次によります。 (1) 「((2)－当該発生連結事業年度前の(8)の合計額－当該発生連結事業年度の(5))」の金額が0に満たない場合には、その金額を0として計算します。 (2) 措置法第68条の96の2第1項第1号に規定	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>する特例事業年度に該当する各連結事業年度ごとに別表七の二付表六「4」の金額を含めて記載します。</p>	
<p>「控除未済連結欠損金個別帰属額9」</p>	<p>別表七の二付表四「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額(((前期の(20)又は(28))又は別表七の二付表二「21」)－別表七の二付表四「30」)9」として記載します。</p>	
<p>「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」</p>	<p>別表七の二付表四「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額(((前期の(14))又は別表七の二付表二「21の内書」)－別表七の二付表四「27」)10」として記載します。</p>	
<p>「調整前当期控除額11」</p>	<p>別表七の二付表四「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「調整前当期控除額(当該発生連結事業年度の(10)と(別表四の二付表「46の①」－(別表七の二付表四「9」＋「21」)－当該発生連結事業年度前の(19)の合計額)のうち少ない金額)11」として記載します。</p>	
<p>「特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (5) × $\frac{(11)}{(12)}$ 13」</p>	<p>別表七の二付表六「3」に金額の記載がある場合(措置法第68条の96の2第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各連結事業年度に係る部分に限ります。)は、「特定連結欠損金当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表六「12」＋「19」)13」として計算した金額を記載します。</p>	
<p>「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額14」</p>	<p>別表七の二付表五「12」に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(10)－(13)＋別表七の二付表五「15」)14」として記載します。</p>	
<p>「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額18」</p>	<p>別表七の二付表五「12」に金額の記載がある場合には、「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(15)－(17)＋別表七の二付表五「17」)18」として記載します。</p>	

欄		記載要領	注意事項
「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄	各欄共通	連結親法人が令和2年改正法附則第105条第2項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）に規定する特定設備廃棄等欠損金額がある場合において、その特定設備廃棄等欠損金額につき法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けるときは、次の「連結欠損金額21」から「連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額27」までのとおり記載します。	
	「連結欠損金額21」	その特定設備廃棄等欠損金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
	「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額24」	次の金額のうちいずれか少ない金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (1) その連結法人に係る令和2年改正前の措置法令第39条の122第1項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する証明がされた金額 (2) 「24」の金額から、別表七の二付表三「3」の金額のうち法第81条の31第5項において準用する同条第1項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする金額を「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額26」の金額で除し、これに「24」の金額を乗じて計算した金額を控除した金額	
	「連結欠損金の繰戻し額25」	法第81条の31の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった特定設備廃棄等欠損金額をこの欄の上段に内書として記載します。	
	「連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額27」	$(25) \times \frac{(24)}{(26)}$ とあるのは、「 $((25) - (25の内書)) \times \frac{(24)}{(26)} + (25の内書) \times \frac{(24の内書)}{(21の内書)}$ 」として記載します。	

3 根拠条文

法81の9、法81の31、平成27年改正法附則30②、令和2年改正法附則105②